

青森県報

号外第三十三号

平成十七年
三月三十日
(水曜日)

目 次

訓 令

行政経営推進室設置規程の一部を改正する訓令	(人事課)	一
県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令	同	一
原子力施設安全検証室設置規程の一部を改正する訓令	同	二
I T E R 誘致推進東京連絡事務所設置規程の一部を改正する訓令	同	二
おおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程の一部を改正する訓令	同	二
青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令	同	三
青森県職員服務規程の一部を改正する訓令	同	三
技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令	同	五
診療手当支給規程の一部を改正する訓令	同	八
危険作業手当支給規程の一部を改正する訓令	同	一〇
職員の月額旅費支給規程の一部を改正する訓令	同	一〇
青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令	同	一一

訓 令

青森県訓令甲第九号

庁 中 一 般

行政経営推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

各 出 先 機 関

行政経営推進室設置規程の一部を改正する訓令

行政経営推進室設置規程(平成十三年十二月青森県訓令甲第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特別対策局」を「総務部」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

(推進室の担当次長)

第五条 総務部の次長のうち人事課に係る事務を整理する次長は、部長を補佐し、推進室に係る事務を整理する。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令

県境再生対策室設置規程(平成十五年九月青森県訓令甲第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特別対策局」を「環境生活部」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

(対策室の担当次長)

第五条 環境生活部の次長のうち環境政策課に係る事務を整理する次長は、部長を補佐し、対策室に係る事務を整理する。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

原子力施設安全検証室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

原子力施設安全検証室設置規程の一部を改正する訓令

原子力施設安全検証室設置規程（平成十五年九月青森県訓令甲第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特別対策局」を「企画政策部」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（検証室の担当次長）

第五条 企画政策部の次長のうち政策調整課に係る事務を整理する次長は、部長を補佐し、検証室に係る事務を整理する。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

ITER誘致推進東京連絡事務所設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

ITER誘致推進東京連絡事務所設置規程の一部を改正する訓令

ITER誘致推進東京連絡事務所設置規程（平成十六年三月青森県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「応じ」の下に「総括副参事、副参事、」を加え、同条中第六項を第八項とし、第二項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 総括副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務を総括整理する。

3 副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務を整理する。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程の一部を改正する訓令

あおもりの「冬の農業」推進チーム設置規程（平成十三年十二月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「農産園芸課」を「畜産課」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

~~~~~

青森県訓令甲第十四号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「第十三条まで、第十五条」を「第十五条まで」に改める。  
別表中

|                                                                    |                               |     |
|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----|
| 職員が結婚する場合に与えられる休暇                                                  | 職員の勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける職員の例による。 | 六十分 |
| 女子職員が生後満一年六月に達しない生児を育てる場合又は男子職員が生後満一年六月に達しない生児を育てる場合（当該職員の妻）届出をしない | 一日、半日又は一時間                    | に、  |
| 一日、半日又は一時間（勤務時間が正職員の例によらない職員にあつては、一日又は一時間                          | を                             |     |

を

|                                                        |                                       |                                            |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------|
| いが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が当該生児を育てることができる場合を除く。）に与えられる休暇 | 女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合に与えられる休暇 | 一日、半日又は一時間（勤務時間が正職員の例によらない職員にあつては、一日又は一時間） |
|--------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------|

|                                                                                                            |                               |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-----|
| 職員が結婚する場合に与えられる休暇                                                                                          | 職員の勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける職員の例による。 | 六十分 |
| 八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合に与えられる休暇                                                      | 女性職員が出産した場合に与えられる休暇           | 六十分 |
| 生後満一年六月に達しない子を育てるため女性職員が申し出た場合又は男性職員が生後満一年六月に達しない子を育てる場合（当該職員の妻）届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が当該子を育てることができ |                               | 六十分 |

|                     |                                           |            |
|---------------------|-------------------------------------------|------------|
| る場合を除く。( ) に与えられる休暇 | 生理日において勤務することが著しく困難である女性職員が申し出た場合に与えられる休暇 | 一日、半日又は一時間 |
|---------------------|-------------------------------------------|------------|

に

|                                                                                                            |                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うこととをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 | 五日に当該任用期間の月数を乗じ、十二で除して得た日数(勤務時間が正職員の例によらない職員にあつては、四十時間に当該職員の一週間当たりの勤務時間(当該勤務時間に一時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間)を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数に当該任用期間の月数を乗じ、十二で除して得た時間数)(一日又は一時間未満の端数は切り捨てる。) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

を

|                       |                               |                                            |
|-----------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|
| 職員が親族の喪に服する場合に与えられる休暇 | 職員の勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける職員の例による。 | 一日、半日又は一時間(勤務時間が正職員の例によらない職員にあつては、一日又は一時間) |
|-----------------------|-------------------------------|--------------------------------------------|

に

|                                                                                                            |                               |            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|------------|
| 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うこととをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 | 職員の勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける職員の例による。 | 一日、半日又は一時間 |
| 職員が親族の喪に服する場合に与えられる休暇                                                                                      |                               |            |

職員の保護する乳幼児が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)第四条に規定する健康診断又は予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項若しくは結核予防法(昭和二十六年法律

一日、半日又は一時間(勤務時間が正職員の例によらない職員にあつては、一日又は一時間)

第九十六号) 第十三条第四項に規定する予防接種を受ける場合で、当該職員の介助が必要と認められるときに与えられる休暇

職員(昭和三十二年法律第四十一号) 第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号) 第四条に規定する健康診断又は予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号) 第三条第一項若しくは結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号) 第十三条に規定する予防接種を受ける場合で、当該職員の介助が必要と認められるときに与えられる休暇

一日、半日又は一時間

に改め、同表の備考一中「場合に与えられる休暇」の下に「(以下「子の看護休暇」といふ。)」を加え、同備考に次のように加える。

四 期限付臨時職員(十五日未満の職員を除く。)及び育児休業代替臨時職員のうち勤務時間が正職員の例によらない職員が子の看護休暇を使用した場合において、一回の勤務時間に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しなかったとき又は一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、一日当たりの勤務時間以上の時間を勤務しなかったときは、子の看護休暇を一日使用したものとす。

附 則

1 この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

2 平成十七年一月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間に改正前の青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程別表に規定する小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇(以下「子の看護休暇」といふ。)を使用した同規程第十三条第一項に規定する期限付臨時職員(十五日未満の職員を除く。)及び育児休業代替臨時職員のうち勤務時間が正職員の例によらない職員であつて、この訓令の施行の際現に任用されている職員の当該使用した子の看護休暇については、一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しなかったとき又は一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、一日当たりの勤務時間以上の時間を勤務しなかったときは、勤務しなかった一回の勤務につき一日の改正後の同規程別表に規定する子の看護休暇を使用したものとみなす。

青森県訓令甲第十五号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の三」を「第七条の五」に改める。

第四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、育児又は介護を行うために職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)及び人事委員会規則一三八

( 職員の勤務時間、休日及び休暇 ) の規定による早出遅出勤務をする職員の勤務時間は、次の各号のいずれかとする。

- 一 午前八時から午後四時四十五分まで
- 二 午前九時十五分から午後六時まで

第四条の二の見出し中「職員の」の下に「早出遅出勤務並びに」を加え、同条中「(平成十七年七月青森県条例第十六号)」及び「(職員の勤務時間、休日及び休暇)」を削り、「による」の下に「早出遅出勤務又は」を加える。

第三章中第七条の三の次に次の二条を加える。

( 修学部分休業 )

第七条の四 職員は、職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年三月青森県条例第一号)第二条第二項の教育施設における修学のため、法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けようとするときは、修学部分休業承認申請書(第二号様式の八)により知事に申請しなければならない。

2 修学部分休業をしている職員は、当該修学部分休業の承認に係る教育施設を退学し、休学し、又はその授業を欠席したときは、遅滞なく、その旨を修学状況変更届(第二号様式の九)により知事に届け出なければならない。

( 高齢者部分休業 )

第七条の五 職員は、法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、高齢者部分休業承認申請書(第二号様式の十)により知事に申請しなければならない。

第十九条第一項第四号中「第八条の二第一項」を「第八条の三第一項」に改める。  
第二号様式の七の次に次の三様式を加える。

第2号様式の8 (第7条の4関係)  
(表)

青森県知事 殿

所属  
職氏名

修学部分休業承認申請書

下記のとおり修学部分休業の承認を申請します。

記

| 1 教育施設名 | 2 通学時間<br>(職場～教育施設) |         | 時間      |     |     |
|---------|---------------------|---------|---------|-----|-----|
|         | 年 月 日               | 年 月 日   | 時 分     | 時 分 |     |
| 3 修学内容等 | 4 申請期間              | 年 月 日から | 年 月 日まで |     |     |
|         |                     | 年 月 日から | 年 月 日まで |     |     |
|         |                     | 年 月 日から | 年 月 日まで |     |     |
|         |                     | 年 月 日から | 年 月 日まで |     |     |
|         |                     | 年 月 日から | 年 月 日まで |     |     |
|         |                     | 年 月 日から | 年 月 日まで |     |     |
|         | 5 申請時間              | 年 月 日   | 年 月 日   | 時 分 | 時 分 |
|         |                     | 年 月 日   | 年 月 日   | 時 分 | 時 分 |
|         |                     | 年 月 日   | 年 月 日   | 時 分 | 時 分 |
|         |                     | 年 月 日   | 年 月 日   | 時 分 | 時 分 |
|         |                     | 年 月 日   | 年 月 日   | 時 分 | 時 分 |
|         |                     | 年 月 日   | 年 月 日   | 時 分 | 時 分 |
| 6 備考    | 年 月 日から             | 年 月 日まで | 時 分     | 時 分 |     |
|         |                     | 年 月 日まで | 時 分     | 時 分 |     |
|         |                     | 年 月 日まで | 時 分     | 時 分 |     |
|         |                     | 年 月 日まで | 時 分     | 時 分 |     |
|         |                     | 年 月 日まで | 時 分     | 時 分 |     |
|         |                     | 年 月 日まで | 時 分     | 時 分 |     |
|         | 年 月 日から             | 年 月 日まで | 時 分     | 時 分 |     |
|         |                     | 年 月 日まで | 時 分     | 時 分 |     |
|         |                     | 年 月 日まで | 時 分     | 時 分 |     |
|         |                     | 年 月 日まで | 時 分     | 時 分 |     |
|         |                     | 年 月 日まで | 時 分     | 時 分 |     |
|         |                     | 年 月 日まで | 時 分     | 時 分 |     |

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 申請に係る教育施設の入学を証明する書類(合格通知、教育施設が発行する入学証明書等。写しでも可)を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表(写しでも可)を提出すること。
- 3 修学内容等欄には、修学内容及び修学によりどのような公勤に関する能力の向上を考えているか記入すること。
- 4 申請時間欄には、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。
- 5 年間を通じて申請する場合には、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を備考欄に記入すること。
- 6 修学部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入すること。
- 7 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。



第2号様式の10（第7条の5関係）

青森県知事 殿

所 属  
職氏名

高齢者部分休業承認申請書

下記のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。

記

|   |       |                                  |                                        |
|---|-------|----------------------------------|----------------------------------------|
| 1 | 申請の内容 | <input type="checkbox"/> 高齢者部分休業 | <input type="checkbox"/> 高齢者部分休業の時間の延長 |
|   |       | 申請期間 年 月 日から 年 月 日まで             | （当該職員の定年退職日）                           |
| 3 | 申請時間  | 毎 日                              | 時 分 から 時 分 まで                          |
|   |       | 月                                | 時 分 から 時 分 まで                          |
|   |       | 火                                | 時 分 から 時 分 まで                          |
|   |       | 水                                | 時 分 から 時 分 まで                          |
|   |       | 申請時間の合計 時間                       |                                        |
| 4 | 申請の理由 |                                  |                                        |
| 5 | 備 考   |                                  |                                        |

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
  - 2 高齢者部分休業の時間の延長の承認を申請する場合は、申請時間の合計が承認を受けている時間以上となるようにすること。
  - 3 該当する□には、シ印を記入すること。
  - 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第三号様式の注の3中「部分休業」の次に「、修部休...修部部分休業、齡部休...高齢者部分休業」を加える。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

- 7 第七条第十三項を削り、同条第十二項中「第三号様式」を「第四号様式」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項及び第十一項を削り、同条第九項中「第三条第一号」を「第三条」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第二号様式」を「第三号様式」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第一号様式」を「第二号様式」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。
- 5 環境保健センターに勤務する職員が実験動物の飼育管理に関する作業又は検査器具の消毒若しくは洗浄の作業に従事したときは、衛生検査手当てを支給するものとし、その額は、勤務一月につき八千七百円とする。

- 6 農林総合研究センター（畑作園芸試験場、りんご試験場及び畜産試験場に限り。）に勤務する職員が、起伏のある傾斜地その他作業環境が劣悪な場所において行う道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表に規定する大型特殊自動車に限る。）の運転の作業に従事したとき（一日の作業時間が一時間以上である場合に限る。）は、特殊自動車運転作業手



当を支給するものとし、その額は、当該作業に従事した日一日につき二百七十円（一日の作業時間が四時間に満たない場合にあつては、百七十円）とする。

7 農林総合研究センター所長は、特殊自動車運転作業手当整理簿（第一号様式）を備えなければならない。

第七条中第四項を削り、第三項を第四項とし、同条第二項中「職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号。以下「及び」という。）を削り、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第五項の規定により衛生検査手当の支給を受ける職員が、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第五条各号に規定する作業に従事した場合において、月の初日から末日までの期間に係る感染症等防疫作業手当の総額と衛生検査手当の額との合計額がその者を特殊勤務手当条例第十七条の七第一号に規定する職員に該当するものとした場合に同条の規定により支給を受ける衛生検査手当の額を超えるときは、その超える額の感染症等防疫作業手当を支給しない。

別表第六青森県立中央病院の項中「エックス線操作の作業の補助に従事することを指定された職員並びに」を削り、同表青森県立つくしが丘病院の項中

|     |                              |   |
|-----|------------------------------|---|
| (2) | エックス線操作の作業の補助に従事することを指定された職員 | 二 |
| (3) | (1)及び(2)以外の職員                | 一 |

を  
に改

|     |          |   |
|-----|----------|---|
| (2) | (1)以外の職員 | 一 |
|-----|----------|---|

め、同表保健所の項を削り、同表青森県立さわらび園の項中

|     |                      |   |
|-----|----------------------|---|
| (2) | 児童の衣料の洗濯業務を主たる職務とする者 | 二 |
| (3) | (1)及び(2)以外の職員        | 一 |

を  
に改

|     |          |   |
|-----|----------|---|
| (2) | (1)以外の職員 | 一 |
|-----|----------|---|

める。

第三号様式中「又は特殊自動車運転作業に4時間以上従事した場合」を「日数」

に改め、同様式を第四号様式とし、第二号様式を第三号様式とし、第一号様式を第二号様式とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第1号様式（第7条関係）

特殊自動車運転作業手当整理簿（ 年 月分）

農林総合研究センター

| 職 | 氏 名 | 作業従事日数<br>（1日の作業時間が1時間以上の場合に限る。） | 左のうち、1日の作業時間が4時間未満の日数 | 手当支給額 |
|---|-----|----------------------------------|-----------------------|-------|
|   |     |                                  |                       |       |
|   |     |                                  |                       |       |
|   |     |                                  |                       |       |
|   |     |                                  |                       |       |
|   |     |                                  |                       |       |

注 用紙の大きさは、日本工業規格A1縦長とする。

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

青森県訓令甲第十七号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

診療手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

診療手当支給規程の一部を改正する訓令

診療手当支給規程（昭和二十七年三月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「職員診療所」を削る。

第三条第一号中「休職」の下に「並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業及び同法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業」を加える。

第六条及び別表第一中、「職員診療所長」を削る。

別表第二中「職員診療所」を削り、「医師」の下に「及び歯科医師」を加える。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十八号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

危険作業手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

危険作業手当支給規程の一部を改正する訓令

危険作業手当支給規程（昭和三十三年三月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次の

ように改正する。

第二条中「本庁環境政策課、本庁工業振興課」を「本庁工業振興課、本庁資源工ネルギー課」に改める。

第五条中「本庁環境政策課長、本庁工業振興課長」を「本庁工業振興課長、本庁資源工ネルギー課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十九号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「ホ」を「ハ」に改め、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 林業に関する普及指導

第二条第一項第二号中二を削り、ハを二とし、ロを八とし、イをロとし、同ロの前に次のように加える。

イ 農業経営又は農村生活の改善に関する普及指導

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号の表中「岩崎村」を削り、「中里町」を「中泊町」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「浪岡町に駐在する」を「青森県立自然ふれあいセンターに勤務する」に、「浪岡町の」を「青森市の」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号を同項第十五号とし、同項第十七号中「又は新産業創造課」を削り、同号を同項第十六号とし、同項第十八号を同項第十七号とし、同

項第十九号を同項第十八号とし、同条第二項中「第五号」を「第四号」に、「第九号及び第十二号」を「第八号及び第十一号」に改める。  
 第四条第一項中「第十六号」を「第十五号」に改める。  
 第五条中「第二条第一項第十七号から第十九号」を「第一条第一項第十六号から第十八号」に改める。

別表第四中

|                                      |                                      |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 六、五九〇円<br>(講師養成課程を受講する場合にあつては六、六〇〇円) | 六、五〇〇円<br>(講師養成課程を受講する場合にあつては六、五〇〇円) |
|--------------------------------------|--------------------------------------|

を

に、「六、七六〇円」を「六、七五〇円」に、

|        |        |
|--------|--------|
| 六、五四〇円 | 六、五二〇円 |
|--------|--------|

|             |         |
|-------------|---------|
| 東北自治研修所の研修  |         |
| 前期の研<br>修の研 | 三期、一〇〇円 |
| 後期の研<br>修の研 | 三期、一一〇円 |

を

|            |         |
|------------|---------|
| 東北自治研修所の研修 | 二期、八六〇円 |
|------------|---------|

に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十四号の

表の改正規定（「中里町」を「中泊町」に改める部分に限る。）は公表の日から、同表の改正規定（「岩崎村」を削る部分に限る。）は同年三月三十一日から施行する。

青森県訓令甲第二十号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一電話の交換業務に従事する者、タイプライターによる文書の浄書の業務に従事する者、総務部総務学事課に勤務する職員で印刷製本又は文書の收受、発送若しくは文書の編さん保存に関する業務を行う者の項中、「タイプライターによる文書の浄書の業務に従事する者」を削り、同表企画政策部情報システム課又は出納局出納課に勤務する職員で電子計算業務に従事する者の項から職員診療所に勤務する職員の項までを削り、同表健康福祉こどもセンターに勤務する職員の項中、「診療工ツクス線技師の補助業務に専従する者」を削り、同表身体障害者更生相談所に勤務する看護師の項中「身体障害者更生相談所」を「障害者相談センター」に改め、同表中

|       |     |
|-------|-----|
| — — — | — — |
|-------|-----|

を

|       |     |
|-------|-----|
| — — — | — — |
|-------|-----|

に、

別表第一環境生活部原子力安全対策課の項を削り、同表環境生活部自然保護課の項の次に次のように加える。

|            |         |                               |
|------------|---------|-------------------------------|
| 企画政策部政策調整課 | 撮影及び現像用 | 作業帽<br>作業上衣<br>ジャンパー<br>(夏、冬) |
|------------|---------|-------------------------------|

別表第一総務部人事課の項を削り、同表企画政策部市町村振興課の項を次のように改める。

|               |     |    |                  |
|---------------|-----|----|------------------|
| 普及指導員、林業普及指導員 | 作業服 | 一年 | 農林水産事務所に勤務する職員のみ |
|---------------|-----|----|------------------|

改め、同表改良普及員、林業改良指導員、蚕業改良の指導の業務に従事する者の項を次のように改める。

|     |                                   |                |                   |
|-----|-----------------------------------|----------------|-------------------|
| 用務員 | 制服<br>用務員服<br>作業服<br>ゴム長靴<br>ズック靴 | 一年<br>二年<br>三年 | 夏、冬、ステンカラー<br>各一組 |
|-----|-----------------------------------|----------------|-------------------|

|     |                                   |                |                   |
|-----|-----------------------------------|----------------|-------------------|
| 用務員 | 制服<br>用務員服<br>作業服<br>ゴム長靴<br>ズック靴 | 一年<br>二年<br>三年 | 夏、冬、ステンカラー<br>各一組 |
|-----|-----------------------------------|----------------|-------------------|

に

を

別表第一特別対策局広報広聴室の項及び特別対策局環境再生対策室の項を削り、同表農林水産事務所の項を次のように改める。

|              |       |                                           |
|--------------|-------|-------------------------------------------|
| 環境生活部環境再生対策室 | 現地調査用 | 作業服<br>安全帽<br>安全靴<br>ゴム長靴<br>特殊雨合羽<br>防寒衣 |
|--------------|-------|-------------------------------------------|

|         |                                                                                 |                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 農林水産事務所 | 土壌の分析及び農業に関する普及指導用<br>りんごその他一般の果樹の調査指導、農業生産の指導奨励、畜産の指導奨励、林業の経営指導、林産物の生産指導その他現場用 | 作業白衣<br>雨合羽<br>ゴム長靴<br>ゴム特長靴<br>防寒衣 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|

別表第一農林水産事務所（地域農業改良普及センター）に限る。）の項を削る。  
附 則  
この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭